

◇番号：202004

◇研究機関名	東京医科歯科大学	◇不正の種別	架空取引
◇不正が行われた年度	令和元年度	◇最終報告書提出日	令和2年8月3日
◇不正に支出された研究費の額	432,000円	◇不正に関与した研究者数	1人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和元年10月31日、学内から匿名の通報があり、大学院医歯学総合研究科の助教による架空取引の疑いが生じた。

【調査に至った経緯等】

予備調査の結果、通報内容の調査を実施するに足る根拠資料等が存在すると認められたことから、本調査の実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（学内委員3名、学外委員（弁護士、弁理士）3名）を設置して調査を実施。

【調査内容】

- ・調査期間
令和元年12月24日～令和2年8月3日
- ・調査対象
当該助教が使用できる全ての研究費について、支出状況等を調査
- ・調査方法
書面審査、現物調査、当該助教及び関係者へのヒアリング

◇調査結果

【不正の種別（例）架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等】

架空取引

【不正の具体的な内容】

- ・動機、背景
調査の対象者である当該助教は、同じ研究チームの大学院生Aとともに研究を行っていた。大学院生Aは、平成30年度において、自身の学位論文作成のために骨形態計測解析を必要としていたが、当該助教の研究費が枯渇していたため、業者に対し、大学調達担当課を通さずに自らが接触し、自身の私費にて骨形態計測解析の依頼を行った。大学院生Aが骨形態計測解析費用を自らの意志で直接取引していたと認識した当該助教は、大学院生Aが骨形態計測解析を依頼した業者に対し、大学院生Aが私費で支払った分を返金するよう要請し、業者はそれに応じた。
令和元年度に入り、当該助教の科研費が採択されたため、当該助教が大学院生Aを通じて本学調達担当課に発注依頼書を提出し、本学調達担当課を通じて、業者に対し正式発注を行った。
- ・手法
当該助教からの発注依頼をもとに、調達担当課より発注を受けた業者は、平成30年度に大学院生Aに納品した骨形態計測解析に係る標本一式を一旦引き上げ、本学物品検収センターにて、発注書、納品書及び解析レポートとともに検収を受けた。当該助教は、令和元年度に実施する解析費用であるように業者に発注し、解析結果を含む成果物の納品を令和元年度内に完了したのものとして処理を行わせた。
- ・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）
不正に支出された科研費は、補助事業期間外に実施した骨形態計測解析の代金として使用されており、

研究以外の目的にて科研費を使用したものではないため、私的流用は無いものと判断した。

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	432,000 円	令和元年度	1 人
計	432,000 円		1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

当該助教自身が、平成 30 年度中に業者が納品した骨形態計測解析の未払い状態が続いていたことを認識しており、令和元年度に当該助教が研究代表者となっている科学研究費助成事業が採択されたことを知った大学院生 A が支払いの目途が立った旨を業者に連絡し、これを受け、業者は、当該助教に対し令和元年度に採択された科学研究費助成事業で当該成果物に係る費用を支払って良いか口頭で確認を行い、当該助教はこれを了承したと認めていることから、当該助教が科学研究費助成事業における研究費の不正使用（架空取引）を行ったものと認定する。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

- ・研究代表者である当該助教は、eAPRIN によるコンプライアンス・研究倫理教育を受講していたものの、科学研究費助成事業の使用ルールに対する認識が不十分であった。
- ・当該助教は、学内で使用している科学研究費補助金等管理システムへの代行入力に係る正規の手続きを経ず、当該助教が自身の科学研究費補助金等管理システム ID とパスワードを無断で大学院生 A に譲渡していた。
- ・業者は、本学研究者への配慮を優先させ、適正取引に関する認識が不足していた。

【再発防止策】

- ・公的資金を含む研究費の管理・運営について、当該助教が所属する分野の長ならびに研究者に各研究費の使用ルール及び学内における執行ルールを理解させるとともに、学内規則遵守の徹底と、コンプライアンス教育を再受講させる。
- ・全学の教職員及び大学院生に対し、研究費不正使用防止の徹底を、本学ホームページ及び全学メールにて周知する。
- ・本学との取引業者に対し、研究費不正使用防止の注意喚起を文書にて行う。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・関係者の処分
令和 3 年 3 月 30 日付けで当該助教を停職 5 日の懲戒処分とした。
※なお、研究費不正使用の他にパワーハラスメント、無許可兼業も加えた上での処分量定である。
- ・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い
調査を開始次第、研究費の執行を停止した。
- ・刑事告発
なし
- ・本件の公表状況
東京医科歯科大学における公的研究費の不正使用について、令和 2 年 9 月 30 日に東京医科歯科大学ホームページに公表（氏名公表あり）
上記における懲戒処分について、令和 3 年 3 月 30 日に東京医科歯科大学ホームページに公表（氏名公表なし）